

山口市地域公共交通会議設置要綱

（目的）

第1条 山口市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため設置する。

（協議事項）

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- （1）地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様等（法第9条第4項及び第9条の3第3項に関する事項は除く）に関する事項
- （2）市が運営する有償輸送の必要性及び利用者から収受する対価に関する事項
- （3）交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

（交通会議の構成員）

第3条 交通会議は、委員15名以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者とし、市長が委嘱又は任命する。

- （1）山口市都市整備部長
- （2）一般旅客自動車運送事業者の代表者
- （3）一般旅客自動車運送事業者が組織する団体の代表者
- （4）住民又は利用者の代表
- （5）中国運輸局山口運輸支局長又はその指名する者
- （6）一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者
- （7）学識経験者

3 前項各号に掲げる者のほか、市長が会議の運営上必要と認める者を委員として加えることができる。

4 第2項第2号から第6号までに掲げる委員については、代理人を出席させることができる。

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条に掲げるもののうち、その職により委嘱又は任命された委員が、その職を有しなくなったときは、委員の職を失うものとする。

（会長）

第5条 会長は、山口市都市整備部長とする。

2 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。

3 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

(議事)

第6条 交通会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 交通会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

3 交通会議の議決の方法は、全会一致を原則とする。ただし、議長がやむを得ないと認めるときは、出席した委員の過半数をもって決するものとする。

4 第3条第2項第5号に規定する委員は、前項の議決において表決することができない。

5 第3項の定めに関わらず、「地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について」(国自旅第161号平成18年9月15日)に定める「地域公共交通会議の設置及び運営に関するガイドライン」5.(3)地域公共交通会議における検討プロセスに基づく協議結果は、交通会議の議決があったものとする。

6 交通会議は、必要があると認めるときは、委員以外のものを会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

7 交通会議は、原則として公開とする。ただし、開催日時及び場所、議題、協議の概要、合意事項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができるものとする。

(書面開催)

第7条 会長は、次のいずれかに該当するときは、書面により委員の賛否を求め、その結果をもって会議の議決に代えることができる。

(1) 緊急その他やむを得ない事由により交通会議を開催することが困難なとき

(2) 交通会議において協議が調った事項について軽微な変更(工事等により一時的な迂回が生じる場合の路線の変更(法第17条及び法第79条の7ただし書に規定する、天災等やむを得ない事由によりその路線において運行することができなくなったときを除く。))や、設定している運賃に変更のない停留所の変更、法第79条の6第1項に定める有効期間の更新等の地域公共交通会議が軽微と認める変更)に伴う協議を行うとき

(3) 前号に掲げるもののほか会長が軽微な事案と認める協議を行うとき

(協議結果の取扱い)

第8条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(守秘義務)

第9条 委員は、個人情報その他業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第10条 交通会議の庶務は、山口市都市整備部交通政策課において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

附 則

この要綱は、平成 19 年 8 月 8 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 7 月 23 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 8 月 1 日から施行する。